

介護職員等特定処遇改善加算取得について

当法人では令和 2 年 4 月度利用分から現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に加え介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を取得させていただきます。

これは、介護職員の処遇改善を目的に制度化されたもので、令和元年 10 月からの特定処遇改善加算は介護職員だけでなく、介護福祉施設等で働く看護師やケアマネジャー、事務職員等も対象となるよう新たに創設されたものです。

当法人でも介護・福祉経験年数が 10 年以上の介護職員と 10 年未満の介護職員、それ以外の職種の職員という国の配分基準に従って、それぞれ給与等に上乗せして配分をしています。配分基準については、次の通りです。

グループの区分対象職員の基準

a 経験・技能のある介護職員

- 介護職員であること（兼務職員含む）
- 介護福祉士であること
- 当法人及び前歴の介護施設等の経験年数を合算し 10 年以上の職員
- 正社員

b 他の介護職員

- 介護職員であること（兼務職員含む）
- 上記「a 経験・技能のある職員」以外の介護職員
- 正社員又はパート職員

c その他の職種

- 介護職以外の職種の職員
- 正社員又はパート職員

職場環境等要件について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

分類	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する 実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護 技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員 に対するマネジメント研修の受講支援（研修受 講時の他の介護職員の負担を軽減するための代 替職員確保を含む）	自己研鑽による資格支援を促進するため資格手当を支給している。 より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
労働環境・処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	定期健康診断、腰痛健康診断、ストレスチェックの実施。 全館禁煙、敷地内に分煙スペース等確保。
その他	非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減	非正規社員から正規社員への登用を積極的に進めている。 積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。